

第百八十二号議案

東京都個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

東京都個人情報保護審査会条例（令和四年東京都条例第三百三十一号）の一部を次のように改正する。  
第十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備する必要がある。